

薬剤師

登録販売者



平成26年6月から 新しい医薬品の販売方法 がスタート!

医薬品の分類と販売方法

医療用医薬品

- 医師・歯科医師による処方せんor指示によって調剤される医薬品です。



要指導医薬品

- 創薬指定品目と医療用から一般用に転用直後の医薬品です。
- 安全性上、特に注意が必要な医薬品です。
- 「要指導医薬品」と書かれます。
- 販売時に薬剤師による説明が必要のため、購入者は製品を直接手に取ることができません。



一般用医薬品

第1類医薬品

- 安全性上、特に注意が必要な医薬品です。
- 「第1類医薬品」と書かれます。
- 販売時に薬剤師による説明が必要のため、購入者は製品を直接手に取ることができません。



第2類医薬品

- 安全性上、注意が必要な医薬品です。
- 「第2類医薬品」と書かれます。
- 今までどおり、購入者が直接手に取ることができます。

指定第2類医薬品※

- 第2類のうち特に注意が必要な医薬品です。
- 「第2類医薬品」又は「指定第2類医薬品」と書かれます。
- 第1類と同じ場所か、薬剤師や登録販売者がすぐに対応できるような場所に陳列してあります。

第3類医薬品

- 第1類医薬品及び第2類医薬品以外です。
- 「第3類医薬品」と書かれます。
- 今までどおり、購入者が直接手に取ることができます。



※小児や妊婦に重篤な副作用が出る可能性があります。

詳しくは、当薬局の薬剤師が登録販売者にお尋ねください。

| 区分 | 情報提供 | 書面保存 | 相談応需 | 対応者 | 対面販売 | 特定販売 |
|--------|--------------|----------|------|------------|------|------|
| 要指導医薬品 | 義務（書面or電磁） | 義務（2年） | 義務 | 薬剤師 | ○ | × |
| 第1類医薬品 | 義務（書面or電磁） | 義務（2年） | 義務 | 薬剤師 | × | ○ |
| 第2類医薬品 | 努力義務（書面or電磁） | 努力義務（2年） | 義務 | 薬剤師又は登録販売者 | × | ○ |
| 第3類医薬品 | 義務なし | 努力義務（2年） | 義務 | 薬剤師又は登録販売者 | × | ○ |

●販売記録の作成にあたっての個人情報利用目的

当薬局では、下記の場合を除いてはお客様の断りなく第三者に販売記録等の個人情報を開示・提供することはいたしません。

- 1) 法令に基づく場合、及び国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

●その他必要な事項

- 1) 医薬品の正しい購入方法に努め、正しい使用方法を守って下さい。
- 2) 医薬品の中に入っている「添付文書」は捨てないで、医薬品がある間は保管し、必要に応じて見られるようにして下さい。
- 3) 苦情相談窓口 保健所 ☎ () -